

予算特別委員会会議録

○開 会 令和5年12月21日 午前10:01

○閉 会 午前10:51

○出席委員（17名）

1 番 菅 原 理恵子	2 番 鈴 木 壮 二	3 番 藤 原 仁 美
4 番 戸 田 俊 樹	5 番 佐 藤 義 久	6 番 澤 井 昭二郎
7 番 堀 井 克 見	8 番 藤 原 典 男	10 番 鈴 木 司
11 番 菅 原 秀 雄	12 番 石 井 和 人	13 番 西 村 武
14 番 鑑 仁 志	15 番 菅 原 龍太郎	16 番 伊 勢 潤
17 番 佐 藤 敏 雄	18 番 小 林 悟	

○欠席委員（1名）

9 番 中 川 光 博

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 櫻 庭 仁
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 佐々木 渉	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
都市建設課長 菅 原 撰	教育総務課長 斉 藤 栄 子

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 宮 崎 久 春	議会事務局次長 澁 谷 睦 子
----------------	-----------------

予算決算特別委員会会議録

令和５年１２月２１日（２日目）午前１０時０１分開会

１．分科会委員長報告、質疑、討論、採決

議案第８３号 令和５年度潟上市一般会計補正予算（第９号）（案）について

議案第８４号 令和５年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
（案）について

議案第８５号 令和５年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
（案）について

議案第８６号 令和５年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）（案）
について

議案第８７号 令和５年度潟上市水道事業会計補正予算（第３号）（案）について

議案第８８号 令和５年度潟上市下水道事業会計補正予算（第３号）（案）につい
て

２．閉会

午前 10 時 01 分 開会

○委員長（菅原龍太郎） おはようございます。

ただいまの出席委員は17名であります。

なお、9 番中川光博委員から欠席の届出がありましたのでご報告します。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【議案第 83 号 令和 5 年度潟上市一般会計補正予算（第 9 号）（案）について から
議案第 88 号 令和 5 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について】

○委員長（菅原龍太郎） 議案第83号、令和 5 年度潟上市一般会計補正予算（第 9 号）
（案）についてから議案第88号、令和 5 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
（案）についてまでを一括議題とします。

なお、各分科会で詳細審査されました議案の審査の経過と結果について、分科会委員長
長の報告を求めます。

なお、各分科会委員長報告の後、それぞれ質疑を行います。質疑は審査の経過と結
果に対するものであります。議案の内容に対する質疑は行うことができませんので、あ
らかじめご了解願います。

委員長報告が全て終了後に、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教分科会委員長、社会厚生分科会委員長、産業建設分科会委員
長の順に行います。

【総務文教分科会委員長の報告】

○委員長（菅原龍太郎） はじめに、総務文教分科会委員長の報告を求めます。14番鑑総
務文教分科会委員長。

○総務文教分科会委員長（鑑 仁志） おはようございます。

それでは、私の方から総務文教分科会の審査報告をさせていただきます。

令和 5 年第 4 回定例会で予算特別委員会に付託され、本分科会で審査した議案につい
て、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和 5 年12月13日（1 日間）

2. 出席委員 藤原仁美、堀井克見、鈴木 司、菅原秀雄、菅原龍太郎、
鑑 仁志

3. 説明当局には、副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課

長。

4. 書記には、教育部教育総務課 柏崎圭佑さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について。

付託された議案について現地視察。

議案第83号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について。

元木山陸上競技場

議案第83号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,838万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億9,662万5,000円とするものです。

第2条は繰越明許費の補正について、第3条は債務負担行為の補正について定めるものであります。

歳入の主なものについて申し上げます。

10款1項地方交付税は、940万9,000円の増額です。

14款2項国庫補助金1,907万9,000円の増額のうち、本分科会に係るものはデジタル基盤改革支援補助金641万3,000円です。

18款2項基金繰入金は8,000万円の増額で、財政調整基金繰入金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項8目電子計算費は641万3,000円の増額で、住民記録システム更新委託料です。

10款1項2目事務局費は436万4,000円の増額で、主なものは要保護及び準要保護児童生徒援助費139万5,000円です。

委員からは、対象児童数についての質問があり、当局からは、小学校の準要保護児童数は145人との回答がありました。

以上、予算特別委員会総務文教分科会の報告といたします。

○委員長（菅原龍太郎） ただいま委員長から報告のありました議案第83号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【社会厚生分科会委員長の報告】

○委員長（菅原龍太郎） 次に、社会厚生分科会委員長の報告を求めます。8番藤原社会

厚生分科会委員長。

○社会厚生分科会委員長（藤原典男） 令和5年第4回定例会で予算特別委員会に付託され、本分科会で審査した議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和5年12月13日（1日間）

2. 出席委員 戸田俊樹、石井和人、西村 武、佐藤敏雄、伊勢 潤、藤原典男

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長

4. 書 記 福祉保健部健康長寿課 前島職員

5. 審査の経過と結果について。

議案第83号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について。

第2表繰越明許費補正は、戸籍情報システム等改修事業で1,454万2,000円です。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金1,222万1,000円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金です。

2項1目総務費国庫補助金1,907万9,000円の増額のうち、本分科会に係るものは社会保障・税番号制度システム整備費補助金です。

15款1項1目民生費県負担金465万3,000円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費1,645万7,000円の増額の主なものは、戸籍情報システム、戸籍附票システム、住民基本台帳システムの改修委託料で、戸籍情報システム等に氏名の振り仮名を保持し、戸籍証明書、戸籍附票証明書、住民票などに氏名の振り仮名を表記するための機能を追加するものです。

委員からは、振り仮名をつけるメリットについて質問があり、当局からは、マイナンバーカードと金融機関の口座とのひも付けに不具合が生じたことがあったが、振り仮名が公証されることになるため、マイナンバーカードとのひも付けが確実に行われるとの回答がありました。

3款1項2目障害者福祉費197万4,000円の増額の主なものは、障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託料です。

2項4目保育園費3,758万4,000円の増額の主なものは、広域入所保育委託料、追分保育園空調設備改修工事設計業務委託料、特定教育・保育施設運営費負担金です。

4 款 1 項 3 目母子保健費351万2,000円の増額の主なものは、一般不妊治療費助成金です。

2 項 2 目廃棄物対策費869万9,000円の減額の主なものは、ごみ袋の契約差額です。

議案第84号、令和5年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,373万1,000円とするものです。

歳入歳出とも県人事委員会勧告に伴う職員の給与等に関わるものです。

議案第85号、令和5年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億681万1,000円とするものです。

歳入歳出とも県人事委員会勧告に伴う職員の給与等に関わるものです。

議案第86号、令和5年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,232万9,000円とするものです。

歳入歳出とも県人事委員会勧告に伴う職員の給与等に関わるものが主なものです。

委員からは、介護保険システム改修委託料について質問があり、当局からは、令和6年度に介護保険料の区分の変更や介護報酬改定の予定があり、それらに対応するための予算との回答がありました。

以上、予算特別委員会社会厚生分科会の報告とします。

○委員長（菅原龍太郎） ただいま委員長から報告のありました議案第83号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番佐藤義久委員。

○5番（佐藤義久） 83号の2項2目廃棄物対策費の減額、差額と書いてありますが、どういことでしょうか。ご説明ありませんでしたか。

○委員長（菅原龍太郎） 8番藤原社会厚生分科会委員長。

○社会厚生分科会委員長（藤原典男） 消耗品費1,000万円の減額で、市指定収集用ごみ袋の契約差額によるものと、あとは粗大ごみの収集委託料の不足見込みに伴う130万

1,000円の増額によるものですということで、請負差額が大分下がったということですね。令和4年度と比べて、ということです。

○委員長（菅原龍太郎） 再質問。

○5番（佐藤義久） 詳細理由はわかりませんか。

○委員長（菅原龍太郎） 8番藤原社会厚生分科会委員長。

○社会厚生分科会委員長（藤原典男） 質疑の中では1,000万円の契約差額について当初予算額は幾らだったのかという質問がありまして、消耗品費の当初予算額は2,569万6,000円を予算措置しておりますということで、契約差額の理由は、令和4年度は原材料費の高騰や円安の影響により、単価が著しく上昇したため、同額程度の予算措置をしていましたが、令和5年度は少し落ち込んだので契約差額が生じたということでございます。

○委員長（菅原龍太郎） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第84号、令和5年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第85号、令和5年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第86号、令和5年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【産業建設分科会委員長の報告】

○委員長（菅原龍太郎） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。2番鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） それでは、令和5年第4回定例会予算特別委員会

産業建設分科会の審査報告をいたします。

令和５年第４回定例会で予算特別委員会に付託された、本分科会で審査した議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

１．審査年月日 令和５年12月13日（１日間）

２．出席委員 佐藤義久、澤井昭二郎、中川光博、小林 悟、菅原理恵子、鈴木壮二の６名です。

３．説明当局 産業振興部長、建設部長、各関係課長。

４．書記には、建設部上下水道課の櫻庭 仁さんをお願いしております。

５．審査の経過と結果

議案第83号、令和５年度潟上市一般会計補正予算（第９号）（案）について。

第３表債務負担行為補正は、農業・漁業経営フォローアップ資金利子助成事業が令和６年度から15年度の期間として限度額を314万円、道路維持補修事業は令和６年度の期間で限度額を2,300万円、公園長寿命化事業は令和６年度の期間で限度額を１億24万8,000円とするものです。

委員からは、公園長寿命化事業に係る陸上競技場改修工事の内訳について質問があり、当局からは、諸経費、消費税を含み、トラック及びフィールドの掘削処理約630万円、暗渠排水約660万円、クレイ舗装約7,050万円、標識タイル及びフィールドマーク等約610万円との回答がありました。

歳入の主なものについて申し上げます。

15款２項４目農林水産業費県補助金は、57万5,000円の増額です。

歳出の主なものについて申し上げます。

８款２項２目道路新設改良費、16節公有財産購入費は587万円、21節補償補填及び賠償金は物件補償費で1,913万2,000円の増額です。

委員からは、武利子澤白洲野樹園地１号線ほか２路線の用地取得、物件補償費の詳細について質問があり、当局からは、用地取得者は９権利者で面積約3,721平方メートル、物件補償費は９権利者分との回答がありました。

議案第87号、令和５年度潟上市水道事業会計補正予算（第３号）（案）について。

収益的支出について申し上げます。

収益的支出は99万8,000円の増額で、県人事委員会勧告に伴う職員の給与等に関わるものです。

議案第88号、令和5年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

収益的支出について申し上げます。

収益的支出は75万7,000円の増額で、県人事委員会勧告に伴う職員の給与等に関わるものです。

以上、予算特別委員会産業建設分科会の報告とします。

○委員長（菅原龍太郎） ただいま委員長から報告のありました議案第83号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田委員。

○4番（戸田俊樹） おはようございます。

債務負担行為についてお伺いします。委員長、委員会の方に。債務負担行為ですから、当初の総務の段階でもありましたけれども、ここに産建の方で詳細にわたって先般の初日の一般質問等の中から慎重審査をしたと記載されております。長寿命化のために1億円ほどの債務負担行為を起こすわけですが、このところについては、私は先般の一般質問に対する答弁の公園条例に基づいて高橋優歌手のフェスティバルについての全てを免責するという当局の答弁のようでありました。しかしながら、我々よく考えますと、その上の上位法があるわけですから、その中で処理すべきで、公共の財産をお貸しした場合は元どおりに返してもらうと。市民財産を私的興行者、利益を追求する方々に貸して、物損を起こしながら補償がないと、免責されるというのは許されるものではないと思うわけで、この辺についてこのトラック並びにフィールドの修理内容についても、先般はこういう説明もなく、暗渠だけだという話があったのが、後からつけたようにしてこのように委員会の方には報告があったということですが、その辺についてどういう経緯であったのか、詳細に委員長からの報告を求めます。

○委員長（菅原龍太郎） 2番鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） 今の質問ですが、ほかの委員からもそういう質問がなかったので、議論はしておりません。

以上です。

○委員長（菅原龍太郎） 4番戸田委員。

○4番（戸田俊樹） 産建の委員長から、ただいまそういう質疑応答なり回答はされていないということであれば、ここに記載されているのは、どういう根拠からこのように報告されたか、つまびらかにお願いします。

○委員長（菅原龍太郎） 2 番鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） 債務負担行為、公園長寿命化の事業のうちの陸上競技場改修工事の内訳についての質問でしたので、ほかのことは議論してないです。それに対する当局からの答弁ですね。

以上です。

○委員長（菅原龍太郎） 戸田委員、再質問。3 回です。

○4 番（戸田俊樹） 長々とやるか。時間無制限で。そういうふうなその委員会での審査状況であって、公園の条例でもって免責をするというのは、違法ではないかと私は問いただしているわけです。その辺について委員会では何ら話し合いもしてないと、質疑応答がないということであれば、何を審査したのか一向に皆目見当、私はつけられません。そういう中からこういう詳細にわたるフィールドやトラックの工事をされると。これは後から、後出しじゃんけんで、その場しのいでから、後からじゃんけん出して説明して、それで終わりと。こういうやり方は、いささか市民に対する親切心がない、または公金を使うのにこういうふうにするということは、いささか問題があると思うわけです。委員会でその辺を何ら質疑もなしに、通してこのようにしているということについては疑問符を投げて、まず質問としては終わります。

○委員長（菅原龍太郎） ほかに質問ございませんか。7 番堀井委員。

○7 番（堀井克見） 委員長、ご苦労様でした。

産業建設委員会というのは、非常に重い、やっぱりミッションを持っている委員会があります。今回は9号については債務負担行為ということで、既にこの件については市政協議会のときから、皆さんご案内のとおり、かなり当局と丁々発止をしております。一方は、先ほど同僚議員もお話しましたがけれども、元木山の公園全体とグラウンドということ、そして原因は高橋優さんのああいうライブの後のグラウンドの損傷といいましようか。私どもも現場に行ってきました、総務委員会としても。ひどいものだなということをつくづく感じました。今、同僚議員からもありましたけれども、ああいう状態に至るまでの経緯だとか、やっぱりその補修なり改修をすれば、億単位の、あそこだけじゃないんだけど、そういうお金がかかると。これはやっぱりよほどね、なぜああいうことになったのかという経緯を、きちっとやっぱりチェックをして、そして我々議会側の方に、当局も懇切丁寧に説明、開示をする。その中で、公園全体の整備も含めて、リニューアルも含めてやらなきゃならないんだと。これ、普通の進め方として

は、当然やらなきゃならないことだと私はそう思っています、つねがね。ところが今、委員長の話を聞くと、もう前の段階の会議から問題になっていることが、当然一般質問にもありましたし、そのことすら審査なかったということで、まさにその所管委員会として何をやっているのかなというのが私の感想です。ですから、やっぱり事前の会議で委員会付託をするということは、様々な問題、所管以外の議員も含めて提起するわけであって、それをまずベースにしながら所管の委員会は、真剣に深くウイングを広げてやる、これが私は基本のきだと思います。それを怠っていると断言はしませんが、何をやっているのかなと。ただ賛否で問えばいいというものでは全くないので、税金であるがゆえにね。ましてこの債務負担行為を起こすということは、将来のツケがまともに残るわけです。あの元木山周辺のグラウンドも含めて、もう公認、陸上競技場の再登録もしないということは担当部長が明白にしていますし、だとすれば、羽城中学校の生徒があそこで運動、かけっこするか、あるいはあの周辺の市民が散歩で歩くか。運動会だって、もうどこの地区運動会も、ほとんどコロナ禍でもうやらなくなった。だとすれば、費用対効果という点から見ると、やはりよほど精査をして、やるにしても範囲を定めてやっぱり限定的にやらないといけないと思う。そして債務負担行為、将来にツケをどーんと残す、こういうやり方でいいでしょうかと。このこと、もう一度伺いますけれども、委員長は、恐らく所管の方で現場を視察したやに聞いてますから、現場を視察した時の感想やら、委員がどういうふうなことをおっしゃったのか。それを受けて、当然所管の委員会として審査をする。当たり前のことですから、もう一度、なかったでは、これ済まされません。はっきり言って意思表示できないですよ。所管の委員会で、その程度のやり方のものに対しては。法律に抵触するかもしれないし、こういう施設の管理として。ですから、そこをもう一度、やらなかったじゃなくして、やっぱりやるべきことだったと、再審査もしてもいいぐらいの案件ですよ、これ。そのことを一件まずお尋ねする。

3回よりできないから、あわせていくから。

もう一つは、その上段にある、これも市政協議会で申し上げましたけれども、道路維持の補修事業、恐らくこれ、いろんなケースが想定されますけれども、主に除雪、冬期間の除雪を経て、舗装道路が穴ぼこになる。穴開いた。そういうものに対して骨材を入れて120トンって言ったか、何トンと言ったか、ちょっと、120トンっていうの記憶さあるけど、骨材を買うんだと。あるいはまた、当然工事費も含めてだという説明でしたけ

れども、これ私、この部分、債務負担行為を起こしてやると。2,300万円でなかったかな、確か。だから、これもあまり私聞いたことなくて、今までの市政運営、手堅くやるとすれば、財政も厳しい中では、建設予算の不用額というものを大体充てて、そして春先やっぱりそういうふうなものをやる。そしてやっぱり財政の健全化も図るということ。を執行者としては当然やってきたはずだし、それぐらいの堅いやっぱりやり方をしているかないと、これも将来さツケを残す債務負担行為と。毎年今度、この穴ぼこ埋めるためにうん千万の債務負担行為を起こしていくのか等々も含めて、まさに所管の委員会としては微に入り細に入り審査すべきことであります。このことについても、まさか全くやりませんでしたということはないかと思えますけども、この点についてはどういう骨材だとか工事費とか様々、そして合計で2,300万の債務負担行為を起こすという状況にいたり、議会に提案したのか、所管の委員会としてどういう審査をされたのか、つまびらかにしてほしい。まずこれお伺いします。二点。

○委員長（菅原龍太郎） 2番鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） 1つ目の質問ですけども、委員会の中では何も、ほかの委員からも議論はなかったの、質問がなかったの、そういう議論をしておりません。

2つ目の道路維持の補修に関する債務負担行為に関しても、議論しておりません。

以上です。

○委員長（菅原龍太郎） 再質問。7番堀井委員。

○7番（堀井克見） 何も議論も質疑もしていませんだと。委員会重点主義ということで、地方議会はその基準にのっとってやっていますよ。先般の会議で市長も、等々あったら委員会でゆっくりやってくださいと、しっかりと。せば委員会って何やるとごなんですかという基本のきがまさに、産業建設委員会では守られてないというか、実践されてないというか。これね、潟上市議会、議決機関として、リアルタイムに全国に発信されていますよ。これが議決機関のチェック機関としての体なのかと。議員の一人として、これ許すわけにいきませんよ、はっきり言って。委員長である鈴木委員長は、平然と言う。議会の権能を、これ果たしていると言えますか。これだけ考えたってわかることだよ。

○7番（堀井克見） ちゃちゃ入れないでください。

ですから、ここ、私が問うたことに対して、きちっとやっぱり答えてほしい。あれもなし、これもなし、所管委員会として何をやったんですか。今一度お尋ねします。

まずそれから西村委員、正式に問題あったら、あなたね、正規の発言してください。不規則発言やめてちょうだい。いつもあなたね、議員が議員に対して物を言うことはできないの、ルール上。そういうことなので、委員長、裁いてください。

○委員長（菅原龍太郎） 西村委員、不規則発言はおやめください。お願いします。質問がございましたら、ちゃんと手を挙げて、その場で発言をお願いします。

それじゃあ委員長、答弁をお願いします。2番鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） ほかの委員から質問がなかったので議論はしておりません。

以上です。

○委員長（菅原龍太郎） 7番堀井委員。

○7番（堀井克見） 所管の委員会に付託に同意した議員の一人として、全くこれに対する賛否の意思表示をするこの基準、あるいは状況が見えません。したがって、これはもう反対せざるを得ない。残念ながらね、残念ながら、いうふうな心境であります。もう何も答えてくれないので、やらないというしね、そのことを申し上げて3回目の質問を終わりたいと思います。

以上。

○委員長（菅原龍太郎） ほかに質疑ございませんか。11番菅原秀雄委員。

○11番（菅原秀雄） 今の債務負担行為について、さらに産業建設常任委員会、特別委員会の話なりますけども、ちょっと今、同僚議員2名から債務負担行為についていろいろと細い質問がありましたけど、私は全般を通して、たった一言申し述べたいことがありますまして今発言させていただきました。

今、議論になっているこの2つの債務負担行為については、先般、初日にこういう18名全員に渡されている資料の中に全部、今日の委員長報告に網羅されております。そこまではいいんですよ。ただ、付託された委員会として、この中身だけじゃなくて、もっといろんな話をしたと思いますし、さらにこの中身についても、これは18名全員に渡されている資料でありまして、これをまたさらに深堀していくのが委員会の委員会たる役目といいますか仕事じゃないかなと私は考えておりますので、そのために委員会付託であり、委員会があるんじゃないかと解釈してます。その中で、今、同僚議員から質問があったときの委員長の答弁は、各委員からそういう質問がなかったと、そういう議論がなかったと。確かにそのとおりかもしれませんが。そういう答弁で終始終わっていますけ

ども、そうなりますと、ほかの委員会も含めて、委員会自体の存在、在り方、やり方は何なのかと私は感じてきますので、もう少し委員会とはなんぞや、委員会では何をやらなきゃいけないのかという使命感をもって委員会に臨んでいただきたい、それだけを申し上げて終わります。

○委員長（菅原龍太郎） まず、要望ということでお話がございました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第87号、令和5年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第88号、令和5年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時すみません、休憩します。

午前10時41分 休憩

.....
午前10時42分 再開

○委員長（菅原龍太郎） 会議を再開します。

これから、令和5年度各会計補正予算（案）について、順次、討論、採決を行います。
はじめに、議案第83号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対の立場で5番佐藤委員。

○5番（佐藤義久） 議案第83号、補正予算（案）について反対の意見を述べます。

元木山の整備は、私の町内の一角を占める施設の整備であります。費用対効果は低すぎて賛成できません。ここは旧町時代に都市公園として認可をいただいて造られたものであります。私どもが中2の頃に、六十数年前になりますが、桜が植栽され、その頃

は裸山で畑が点在しておりました。眺望の豊かな山は、西に八郎湖を望み、中腹には八郎湖で遭難された方々の石碑が建立されております。頂上には伝説の八郎太郎の鎮魂碑が建立され、田沢湖方面を望めるように整備されていきました。

近年、特に荒れ果てた感が否めません。陸上競技場のトラックの排水、その他二、三の箇所を整備するようですが、山全体の整備が示されておられません。西も東も眺望は難しく、荒廃しています。

近年は羽城中の陸上部が毎日のように使い、年1回の地区市民の運動会に使用し、その他市民の散歩、体力づくりに利用されているものの、山周辺は宮の前壮年部が観桜会の際に、最近では老人会の観桜会の際に、20年ぐらいになりますのごみ拾いをしていたものでありますが、雑木の繁茂が激しく、昔のようにいかない状況になっています。聞くところでは、森林環境税の還付もあると聞きます。全体の整備計画を試算し、予算は再提出すべきであります。

以上、反対意見とします。

○委員長（菅原龍太郎） まず、原案に反対者の発言がございました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（菅原龍太郎） 起立多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号、令和5年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（菅原龍太郎） 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号、令和5年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（菅原龍太郎） 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号、令和5年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（菅原龍太郎） 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号、令和5年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（菅原龍太郎） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号、令和5年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原龍太郎） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（菅原龍太郎） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件は全部終了しました。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会します。

なお、本日午後1時半より本会議が再開されますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でした。

午前10時51分 閉会